

令和4年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第1号）

1 令和4年3月4日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	信谷俊樹	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	尾尻康二

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

9番	上青木 至	1番	閑田大祐
----	-------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川野義彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	池田真二	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	河田昭司	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1	会議録署名議員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	議長辞職の件
第 4	諸般の報告について
第 5 承認第 1号	専決処分した事件の承認を求めることについて
第 6 承認第 2号	専決処分した事件の承認を求めることについて

- 第 7 議案第 1 2 号 令和 3 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 8 議案第 1 3 号 令和 3 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 第 9 議案第 1 4 号 令和 3 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第
2 号）
- 第 1 0 議案第 1 5 号 令和 3 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補
正予算（第 3 号）
- 第 1 1 議案第 1 6 号 令和 3 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 第 1 2 議案第 1 7 号 令和 3 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 第 1 3 議案第 1 8 号 令和 3 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 第 1 4 議案第 1 9 号 令和 3 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 1 5 議案第 2 0 号 令和 3 年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 6 発議第 1 号 大崎上島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案に
ついて
- 第 1 7 発議第 2 号 大崎上島町インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害
者支援に関する条例案について

（第 1 号の追加 1）

- 第 1 選挙第 1 号 議長の選挙
- 第 2 議席の一部変更
- 第 3 選挙第 2 号 広島中央環境衛生組合議員の選挙
- 第 4 選挙第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（尾尻康二君） おはようございます。

ただいまから令和 4 年第 1 回大崎上島町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

○議長（尾尻康二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において上青木至議員、閑田大祐議員を指名します。

○議長（尾尻康二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は22日間に決定しました。

次に、議長の辞職の件について私の思いを述べさせていただきます。

前回、12月の議会定例会において、議長不信任決議案が8名中5名の多数で可決されました。また、当日の定例会が流会となり、議案審議ができない状態に陥りましたことは大変遺憾に思っております。

不信任が提出され、多数で可決されたことについては、私には不信任という大変重い事案、不信任の理由を具体性に欠ける抽象的な推論により提起されたと思えず、理不尽であり、全く納得はできていません。私は、指摘されたことで、法令に反すること、倫理上問題があることは一切行っておりません。名誉のためにもはっきり申し上げておきます。また、3名の議員には不信任を否決していただいております。

しかしながら、不信任が提出され、多数で可決されたことにより、議会が混乱し、議会運営を停滞させていることを重く受けております。深く反省しております。おわび申し上げます。

議長の任期は残り3年ありますが、議会運営の正常化を図るためには、私が議長職にとどまることは適当ではないと考え、辞任を決意いたしました。1年間の短い期間でありましたが、大変お世話になりました。

以上でございます。

ここで議長を交代します。

〔副議長、議長と議長席を交代〕

○副議長（水橋直行君） 議長を交代しました。

○副議長（水橋直行君） 日程第3、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、尾尻康二君の退場を求めます。

〔議長 尾尻康二君 退場〕

○副議長（水橋直行君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（川野義彦君） では、朗読いたします。

令和4年3月4日、大崎上島町議会副議長水橋直行様。大崎上島町議会議長尾尻康二。辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（水橋直行君） お諮りします。

尾尻康二君の議長辞任の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、尾尻康二君の議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで尾尻康二議員の除斥を解きます。

〔10番 尾尻康二君 除斥解除〕

○副議長（水橋直行君） ただいま議長が欠けました。

○副議長（水橋直行君） お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の投票による方法と、同条第2項に規定する指名推選の方法がありますが、どちらの方法で行いますか。

投票及び指名推選、どちらで行いますか。

○3番（渡辺年範君） 投票。

○2番（森若 徹君） 投票にしましょう。

○副議長（水橋直行君） それでは、投票の方法で行います。

これより議長選に入ります。

選挙に入る前に、執行部の退席を求めます。

恐れ入りますが、連絡があるまで外でお待ちください。

選挙の関係で総務課長はお残りください。

〔執行部 退席〕

○副議長（水橋直行君） 議場の出入口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（水橋直行君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に森若 巖議員、渡辺年範議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（水橋直行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（水橋直行君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をしてください。

〔職員点呼、投票〕

○副議長（水橋直行君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

森若議員、渡辺議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（水橋直行君） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 7票

無効投票 3票

有効投票のうち

信谷俊樹議員 7票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、信谷議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（水橋直行君） ただいま議長に当選されました信谷議員が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

それでは、議長に当選されました信谷議員、当選の承諾の挨拶をしてください。

信谷議員。

感染対策はできてますので、マスクを取ってお願いします。

○5番（信谷俊樹君） ただいま新議長になりました信谷でございます。

町民の皆様が目線に立ち、議会運営を図りたいと思っておりますので、議員各位の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○副議長（水橋直行君） ここで、新議長と議長席を交代いたします。

〔新議長、副議長と議長席を交代〕

○議長（信谷俊樹君） 先ほども議長の挨拶をしましたが、皆様のご協力がなければなかなか議会運営も難しいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますとともに、このコロナの中で経済的にも大変な時期なので、その辺のことも考慮しながらよろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。

議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

尾尻康二君の議席を5番に、信谷君の議席を10番にそれぞれ変更いたします。

これから委員の選任等について協議しますので、しばらく休憩いたします。

午前9時23分 休憩

午前9時39分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

尾尻康二議員が広島中央環境衛生組合議会議員を辞職されたことにより、広島中央環境衛生組合議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、広島中央環境衛生組合議員の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

広島中央環境衛生組合議員に信谷議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した信谷議員を広島中央環境衛生組合議員の当選者と定めることに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしとします。したがって、ただいま指名しました信谷議員が広島中央環境衛生組合議員に当選されました。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

尾尻康二議員が広島県後期高齢者医療広域連合議員を辞職されたことにより、広島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議員に信谷議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した信谷議員を広島県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました信谷議

員が広島県後期高齢者医療広域連合議員に当選されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年11月から令和4年1月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

続いて、令和3年度自治功労者表彰式は中止になりましたが、議会議員25年以上として渡辺年範議員と信谷俊樹議員が広島県自治功労者表彰を授与されました。誠にありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本報告は、令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第9号）について、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和3年12月16日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,457万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,911万円と定めたものです。

内容は、新型コロナウイルスに関する国の支援施策、子育て世帯臨時特別給付金の追加給付に要する経費について所要の補正を行ったものでございます。

以上です。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 12月16日専決ですので、今さらとやかく言うものでも何でもありません。国から国庫補助で下りてきて、新型コロナ対策ということで、全額国持ちで

実施されたものですんであれなんですけども、この子育て世帯、世代に対して、どのぐらいの規模でこのコロナによる影響があったとお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 閑田議員の質問にお答えします。

具体的に調査等をしていないので分かりませんが、今回の補正で1人当たり5万円の給付をして約6,000万円ぐらいの支給となっております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 給付に関しては、もう国で一律でやってることですんで、特段、実際に困ってる人にはしっかり支援をしてあげれば良いと思うんです。

ただ、これは私が以前から申し上げておりますけども、町独自のきちっとした統計の調査っていうものをしっかりやって、実際に経済的な損失が出ているところには、町独自のものをやってもいいと思うんですよ。これは、コロナに関して言うとどうしてもうちの町だけで判断できない部分もたくさんありますし、ただ子育て世帯、世代をしっかり支援しますとうたうのであれば、そういう統計調査等の取組というものをしっかり強化されたほうがよろしいかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 今後、閑田議員のおっしゃるとおり、統計調査等を検討してまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） よろしいです。

○1番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本報告は、令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第10号）について、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和4年2月10日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,511万円と定めるとともに、年度内の給付完了が見込めないことから2億1,109万円を繰越明許費として次年度に繰り越すこととしたものです。

内容は、新型コロナウイルスに関する国の支援施策、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付に要する経費について所要の補正を行ったものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第12号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第12号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第11号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町一般会計予算の総額から歳入歳出それぞれ9,509万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億8,001万2,000円と定めるものです。

今回の補正予算は、主に新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に要する経費及び国の補正予算に伴う事業費を追加するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による不用額の減額など、年度末に当たり歳出全般について事業費の確定等に伴う所要の補正を行うものです。

歳入予算では、町税、普通交付税等の各種交付金、国県支出金、その他特定財源の確定見込額を計上し、町債では各事業の実績見込みに基づく所要の限度額調整を行い、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

第2表繰越明許費の補正では、新たに戸籍住民登録事務諸費等26事業についてその事業費を翌年度に繰り越し、第3表債務負担行為の補正では、農業経営基盤強化資金の追加をし、第4表地方債の補正では、大崎上島町情報化推進事業等20事業について起債限度額の補正を行っております。

詳細については、総務課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいま

すようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、一般会計補正予算（第11号）の詳細について説明いたします。

予算書の6ページをお願いします。

第2表繰越明許費の補正では、国の補正予算に伴い新たに追加した事業、年度内完了が見込めない事業など26事業を追加し、総額12億5,067万6,000円を次年度に繰り越すこととし、計上しております。

7ページをお願いします。

第3表債務負担行為の補正では、農業経営基盤強化資金について追加計上をしております。

8ページをお願いします。

第4表地方債の補正では、当該事業において国の補正予算に伴う事業費の追加、その他事業費の増減等に伴い所要の調整を行い、起債の限度額について20事業の総額で3億4,130万円の減額を行っております。

13ページをお願いします。

歳入予算ですが、歳入予算全般で収入見込額の確定等に伴う予算額の調整を行っております。

まず、第1款町税では、町税収入見込みによる額の調整を。

第3款利子割交付金から第8款自動車税環境性能割交付金までは、県の収入見込額通知に基づきそれぞれ額の調整を行っております。

15ページをお願いします。

地方特例交付金では、新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業の償却資産等に係る固定資産税の減免措置の補填として新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,804万1,000円の新たな計上を行っております。

次に、地方交付税ですが、16ページをお願いします。

国の補正予算に伴う再算定に伴い、普通交付税1億130万円の追加を計上しております。

次に、国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金として実績見込みに伴い認定子ども園措置費国庫負担金1,024万円の減額等を、衛生費国庫負担金では、新型コロナ

ウイルスワクチン接種対策費負担金 886万1,000円の追加を計上しております。

国庫補助金では、総務費国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補助金として地方創生臨時交付金 1億8,909万7,000円の新たな計上等を、17ページをお願いします、衛生費国庫補助金として、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務費として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金 924万7,000円の追加を、土木費国庫補助金の道路橋りょう費国庫補助金では、国の補正予算に伴い社会資本整備総合交付金 346万5,000円の追加を、住宅費国庫補助金では、事業実績に伴い社会資本整備総合交付金 1,506万7,000円の減額を計上しております。

次に、県支出金ですが、県負担金の民生費県負担金として実績見込みに伴い認定こども園措置費県負担金 250万4,000円の減額等を、18ページをお願いします、県補助金では、総務費県補助金として、オンデマンド交通実証実験の計画策定に対する補助金として広島型Ma a S推進事業補助金 200万円、県市町振興基金貸付事業の廃止に伴う分配金として未来の地域づくり応援交付金 1,845万円の新たな計上等を、農林水産業費県補助金では、実績見込みに伴い新規就農者育成交付金事業 675万円の減額を、商工費県補助金では、中小企業等応援交付金交付事業の実績見込みに伴い商工費県補助金 525万円の減額等を行っております。

委託金では、19ページをお願いします。

総務費委託金として、衆議院議員、参議院議員、県知事選挙費委託金の確定に伴い総額で 804万2,000円の減額を行っております。

次に、財産収入では、財産運用収入の利子及び配当金として各基金の運用に係る利子の確定見込みに伴い合計で 68万円の追加計上をしております。

次に、繰入金の基金繰入金では、財政調整基金繰入金については歳入歳出予算の差引きに伴う財源調整のために計上しておりますが、今回の補正に伴い不用となった額について 5,271万8,000円の減額を行い、地方創生臨時交付金の歳入に伴う財源更正等により地域福祉基金繰入金 245万1,000円の減額を、20ページをお願いします、引き続き基金繰入金ですが、ふるさとづくり基金繰入金 2,361万7,000円の減額を計上しております。

次に、諸収入ですが、雑入に令和3年8月から9月の災害対策費用の保険金として雑入（総務企画課） 339万5,000円の追加を、無許可共架に係る共架料遡及精算同等額として雑入（電算） 505万2,000円の追加を、借り上げ宿舍入居実績に伴い雑入

(教育の島推進室) 259万7,000円の減額等を行っております。

次に、町債ですが、総務債では、地方創生臨時交付金との財源更正に伴い大崎上島情報化推進事業等4事業で7,180万円の減額を、民生債では、過疎債ソフト分の減額調整に伴い外出支援サービス事業等4事業で2,880万円の減額を、21ページをお願いします、衛生債では、事業実績見込みに伴い広島中央環境衛生組合負担金等3事業で2億2,550万円の減額を、農林水産業債では、県事業通知に伴い県営畑地帯総合整備事業負担金610万円の追加を、商工債では、観光施設整備事業等2事業で880万円の追加等を、土木債では、道路橋りょう債として国の補正予算に伴い町道改良事業200万円の新たな計上を、河川債では、事業実績見込み等に伴い水利施設等安全対策事業340万円の追加を、住宅債では、公営住宅整備事業1,840万円、都市計画債では、公共下水道整備事業繰出金390万円の減額を、消防債では、事業実施内容の変更に伴い消防施設整備事業1,330万円の減額を計上しております。

23ページをお願いします。

続いて、歳出予算ですが、会計全体にわたり、事業費の確定見込み等に伴う予算額の調整及び充当財源の更正を行っております。

まず、総務費ですが、総務管理費の一般管理費では、会計年度任用職員の採用実績に伴い一般総務管理諸費600万1,000円の減額を、企画費では、光ファイバー線無許可共架に係る共架料遡及精算に伴い地域情報化推進事業505万3,000円の追加、オンデマンド交通サービス実証実験の事業実施年度の変更に伴い地域公共交通再生総合整備事業1,863万8,000円の減額等を、24ページをお願いします、基金費では、普通交付税再選定に伴う臨時財政対策債償還基金費分及び平成29年度に繰上償還財源として取り崩した額の積み戻し分等として減債基金積立金2億8,514万円、広島県未来の地域づくり応援交付金分等として地域振興基金積立金1,812万5,000円の追加等を、教育の島推進費では、ふるさと納税の用途指定寄附金を財源とした補助金として教育機関誘致団体支援事業769万1,000円の追加及び事業実績見込み及び新型コロナウイルス感染拡大による事業の中止、縮小等に伴い教育の島推進事業等3事業で495万7,000円の減額を行っております。

25ページをお願いします。

徴税費の賦課徴収費では、法人町民税等還付金の実績見込みに伴い賦課徴収諸費800万円の減額を、戸籍住民基本台帳費では、国の補正に伴う住民記録システム改修に要する

経費等として戸籍住民登録事務諸費 3 3 3 万 3, 0 0 0 円の追加等を、選挙費では、執行経費の確定に伴い衆議院議員選挙費等 3 事業で 8 0 4 万 2, 0 0 0 円の減額を行っております。

2 6 ページをお願いします。

民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費として国民健康保険事業特別会計繰出金 3 9 0 万 5, 0 0 0 円の減額等を、障害者福祉費では、利用者実績見込みに伴い重度心身障害者医療費等 2 事業で 4 8 7 万 7, 0 0 0 円の追加を、2 7 ページをお願いします、高齢者福祉費では、配食サービス事業等 3 事業で 1 8 2 万 7, 0 0 0 円の追加を、後期高齢者医療費では、療養給付費負担金 2 6 8 万 7, 0 0 0 円の減額等を、児童福祉費の児童措置費では、実績見込みに伴い子ども・子育て支援事業 1, 8 7 3 万 9, 0 0 0 円の減額を計上しております。

次に、衛生費ですが、2 8 ページをお願いします。

保健衛生費の保健衛生総務費では、PCR検査機器等購入の支援として感染症対策費 8 8 0 万円の追加を、環境衛生費では、実績見込みに伴い小型合併処理浄化槽設置整備事業 5 0 4 万 9, 0 0 0 円の減額を、清掃費の清掃総務費では、広島中央環境衛生組合負担金 1 億 8, 9 6 7 万 8, 0 0 0 円の減額を、上水道費では、上水道事業会計補助金 6 6 2 万 3, 0 0 0 円の減額を行っております。

次に、農林水産業費ですが、農業費の農業振興費では、新規就農者育成交付金事業 6 7 5 万円等の減額を、2 9 ページをお願いします、農地費では、県営事業の増額通知に伴い大崎東地区畑地帯総合整備事業費 1, 7 3 4 万円の追加等を、地籍調査費では、地籍調査諸費 1 0 0 万円等の減額を、林業費の林業振興費では、森林環境譲与税基金積立金 2 4 2 万 8, 0 0 0 円の新たな計上を、水産業費の漁港建設費では、漁業集落排水事業特別会計繰出金 4 0 0 万 5, 0 0 0 円の減額を行っております。

次に、商工費ですが、3 0 ページをお願いします。

商工費の商工振興費では、実績見込みに伴い中小企業振興対策費 1, 5 9 3 万 4, 0 0 0 円等の減額を、観光費では、新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベント中止等に伴いイベント開催・助成費 5 9 4 万 7, 0 0 0 円の減額を、自然公園施設費では、海釣り公園改修工事の追加経費として自然公園施設管理費 1, 0 8 7 万 6, 0 0 0 円の追加を、交流定住推進費では、事業実績見込みに伴い交流・定住促進事業等 4 事業で 2 8 8 万 8, 0 0 0 円の減額を行っております。

次に、土木費ですが、31ページをお願いします。

道路橋りょう費の道路維持費では、国の補正予算に伴う事業費の追加として道路維持費600万円の追加を、河川費の砂防費では、柿の浦貯水池安全対策事業に伴う事業費の追加として老朽化施設安全対策事業345万6,000円の追加を、港湾費の港湾建設費では、県営事業費の増額通知に伴い県営海岸保全事業負担金15万円の追加を、都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金325万4,000円の減額を、住宅費の住宅建設費では、柿の浦住宅建て替え工事に係る測量調査及び設計業務の実績見込みに伴い公営住宅建設事業2,710万9,000円の減額を行っております。

32ページをお願いします。

次に、消防費では、消防費の非常備消防費として実績見込みに伴い非常備消防諸費等2事業で350万4,000円の減額を、消防防災施設費では、耐震性貯水槽設置工事の実施箇所、内容の変更に伴い消防施設整備費1,346万6,000円の減額を、災害対策費では、自主防災組織の訓練等に対する補助金の不用額として140万円の減額を行っております。

次に、教育費では、教育総務費の事務局費として実績見込み等に伴い事務局運営諸費等4事業で414万7,000円の減額を、33ページをお願いします、外国青年招致費では、新型コロナウイルス感染症の影響による不用額として406万円の減額を計上しております。

小学校費の学校管理費では、教育補助員、学習支援教諭の配置等に要する経費の実績見込みに伴い3小学校費分で2,360万7,000円の減額を、中学校費の学校管理費では、学習支援教諭の配置等に要する経費の実績見込みに伴い大崎上島中学校費150万円の減額を、34ページをお願いします、引き続き中学校費ですが、教育振興費では、教科講師等に要する経費の実績見込み等に伴い大崎上島中学校費593万5,000円等の減額を行っております。

幼稚園費の大崎上島幼稚園費では、教諭、代替職員等の配置等に要する経費の実績見込みに伴い110万4,000円の減額を、修学奨励費では、貸付等実績見込みに伴い高校奨学金貸付事業等4事業で857万5,000円の減額を、社会教育費ですが、35ページをお願いします、社会教育総務費では、会計年度任用職員の配置に要する経費等の実績見込みに伴い放課後子どもプラン推進費849万1,000円等の減額を、大崎上島文化センター費では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うイベント等の中止に伴い大崎上

島文化センター運営費 252万3,000円等の減額を、36ページをお願いします、保健体育費の保健体育総務費では、町体育協会補助金の実績見込みに伴い社会体育推進諸費 168万2,000円の減額を、体育施設費では、プール開館中止等に伴い社会体育施設管理費 379万8,000円の減額を、給食センター費では、調理員の雇用実績見込みに伴い東野給食センター管理運営費等3事業で1,346万2,000円の減額を行っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 1点だけお願いします。

36ページ、10の7の3給食センター費、3施設で1,346万2,000円の減額ということなんですけども、今の給食の在り方、これだけ少子化が進んで、人数の確保というか、作らなければならない人の食の数を考えましても、もうそろそろ統廃合というか、一つにまとめていったほうがいいんじゃないかと思うわけなんです。以前からこういった話はあったわけなんですけども、ただ働く人がしっかりいる場合には、食育の考え方の中で、その地域の食材を利用してそれぞれの地域、それぞれの学校の特性に応じた給食をという考え方もよかったんじゃないかと思います。ただ、今の現状を見ると、3施設ともそこで働く方が不足しており、そういった中で果たして3施設をこのまま維持していく必要があるのか。大崎の給食センターでいえば、昔はかなりの規模の給食を賄っていたわけですが。施設の設備としては、十分賄える設備になっているのではないかと思うんですけども、働く方が、当然現役世代もどんどん減ってますから、減ってくるであろうその人材の確保が困難になるであろうことは想定をされていたんですけども、このような状況が続くようであれば、もう一つに統合していくべきではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 閑田議員の質問にお答えします。

今回補正しているように、調理員の数はちょっと足りない状況が続いております。今、3つの調理場がありまして、大崎小学校と大崎中学校、これはセンター方式でやっている、東野小と木江小は自校式でやっているということで、先ほどの食育の面からいいますと、自校式というのは温かいものが食べられるというふうなことでメリットがあるんですけども、ただいろんな調理器具なんかも保温とか、そういったものがあれしてきてるんで、センター方式っていうのを考えていく研究というんですかね、調査検討っていうのを昨年度から始めております。実際、管理されるための費用、そしてこれから修繕とかそういったものに関する費用を勘案して、教育委員会内部でも、そして町長と教育委員会と協議をする総合教育会議のほうでも、今のこの在り方について検討していくということにしておりますので、現行の部分で足りない面、そしてセンター方式にして改善される面も含めて、これから進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

温かいものを温かいうちに出せるっていう、これに関して言えば、給食センターに統合しても、東野小学校、木江小学校まで運んだとしても15分もあれば届くわけですよ、温かいうちに配送できるわけですよ。って考えると、それぞれの施設が全部人材不足、人手不足の中で運営していると、当然いろいろと不具合といたしますか、それはいろんな意味で出てくるとは思うんですよ。雇用の受皿といたしますか、そういった部分も含めて、いろんなバランスに配慮しながら今までこの体制でやってきたわけですけど、今大きな転換期にきているのではないかと思いますので、しっかり議論して、早急に結論を出すべきだと思いますので、しっかり進めていってください。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第12号令和3年度大崎上島町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第13号令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第13号令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ111万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,408万7,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、国民健康保険税667万7,000円、繰入金390万5,000円等の減額及び県支出金945万7,000円等の追加を計上しております。

歳出予算では、実績見込み等に伴い保険給付費1,509万2,000円を追加する一方、保健事業費550万7,000円、基金積立金997万1,000円等を減額計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第13号令和3年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第14号令和3年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第14号令和3年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ18万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,020万4,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、介護保険料1,986万円の減額をする一方、国庫支出金577万1,000円、基金繰入金1,500万円等を追加計上いたしております。

歳出予算では、総務費及び地域支援事業費において財源更正を行うとともに、基金積立金18万1,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第14号令和3年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第15号令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第15号令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ429万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,724万1,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、後期高齢者医療保険料277万1,000円、繰入金152万6,000円の減額を計上しております。

歳出予算では、県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき広域連合納付金429万7,000円を減額計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 確認といたしますか、前に指摘させていただいたと思う、年度替わりのところでの自動引き落としがなんかできないか何かで督促が来るような話があったのはこの後期高齢だったと思うんですけど、合ってますかね。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 後期高齢の保険料につきましては、2月末が最後の納期になりますので、督促が発生した場合には3月20日に発送する予定になっておりますので、その指摘されたような件はないかとは思いますが。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 後期高齢じゃなかったんですかいね。違うたっけ。違うたんかいね。まあええや、また後。

○議長（信谷俊樹君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第15号令和3年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第16号令和3年度大崎上島町公共下水道事業

特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第16号令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ1,372万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,084万7,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、国庫支出金437万3,000円、町債610万円を減額し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、事業費の実績見込みに伴い処理場維持管理費22万4,000円を追加し、公共下水道施設建設費1,213万4,000円等を減額計上いたしております。

第2表繰越明許費では、大串地区統廃合に係る圧送管渠新設工事等に要する経費として1億8,398万3,000円を翌年度に繰り越すことといたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第16号令和3年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第17号令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第17号令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ242万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,613万8,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、町債120万円を減額し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、事業費の実績見込みに伴い処理場維持管理費71万1,000円を追加計上し、管路施設維持管理費155万5,000円等を減額計上いたしております。

第2表繰越明許費では、片首マンホールポンプ更新工事等に要する経費として617万5,000円を翌年度に繰り越すこととしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第17号令和3年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第18号令和3年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第18号令和3年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ527万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,632万6,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、県支出金1万6,000円等を追加計上する一方、町債130万円を減額し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、事業費の実績見込みに伴い管路施設維持管理費327万8,000円等の減額を計上しております。

第2表繰越明許費では、漁業集落排水施設機能保全工事等に要する経費として1,084万1,000円を翌年度に繰り越すこととしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第18号令和3年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第19号令和3年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第19号令和3年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の歳入予算の補正を行うもので、補正後の歳入歳出予算の総額に増減はございません。

補正予算の内容は、歳入において、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に係る施設利用者への減免措置に伴い港湾施設使用料65万3,000円を減額し、減免の財源として県支出金の新型コロナウイルス対策港湾施設利用者緊急支援事業補助金65万2,000円等を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第19号令和3年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第20号令和3年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第20号令和3年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度大崎上島町水道事業会計予算の収益的収入及び支出の予定額において、水道事業収益を4億8,568万6,000円、水道事業費用を4億8,412万3,000円に、資本的収入及び支出の予定額において、資本的収入を1億198万5,000円、資本的支出を1億622万7,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、収益的収入では、水道料金1,181万円、一般会計補助金422万3,000円等を減額する一方、その他特別利益198万3,000円を追加し、収益的支出では、事業費の実績見込みに伴い1,452万円等の減額を計上しております。

資本的収入では、企業債250万円、他会計補助金240万円を減額し、資本的支出では、事業費の実績見込みに伴う工事請負費等543万7,000円を減額計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論を終結します。

これより議案第20号令和3年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、発議第1号大崎上島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） 大崎上島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案について趣旨説明をいたします。

逮捕された議員が勾留中に公務を全うできないにもかかわらず議員報酬を受け取ることにに関して、以前から批判がありました。令和元年の参議院選挙における河井夫妻選挙違反事件、昨年の東京都議の騒動では、そうした批判の声が一層高まりましたことは皆さんの記憶に新しいものだと思います。当町においても、長期にわたる議会欠席等の事案も発生

したことから、議員自ら襟を正すためにも、自己都合による長期欠席等の報酬の減額、逮捕、起訴されても勾留された期間の報酬の支給停止を条例化するものであります。

地方議員は、立候補する自治体において居住実態があることを前提に立候補することができることとなっており、当然、当選後は大崎上島町に足のついた政治活動を行うのが責務であること、公務等で1か月以上の離島をすることは考えられないこと、また離島という地理的制約を踏まえ、30日以上離島する場合または議員の責務を果たさない状況になった場合に、報酬及び期末手当を減額することを提案するものであります。

この条例は、議員個人の行動を制限するものではなく、自己都合による長期欠席等で議員活動ができていない期間において報酬及び期末手当の減額並びに逮捕、起訴による勾留をされた場合の支給一時停止を目的といたします。慎重審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

以上で条例の趣旨説明を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 私としては、この長期欠席者に対する減額を定める条例に対しては、基本的には賛成です。長期で議員が欠席した場合に、その間にも報酬を受け取るということは、町民感情からして、その町民感情に逆らうもんじゃないかという思いがして、そういう条例をつくることに対しては賛成です。私は、その条例をつくることに対して賛成の立場で、この本会議に提案されている議案について理解できないところがありますので、それに対してお答えをしていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

私ที่ไม่分らないところは、提出されている条例案で議員が長期にわたって町議会の会議等を欠席または離島した場合に適用される条項の部分について、この条例案の目的を伺います。

インターネットにより、議員報酬の特例を制定しとる市町を調べました。八街市、嬉野市、小浜市、加古川市、玉名市、小野市、あきる野市、日進市、出雲市、会津若松市、唐津市、小田原市、東広島市、柏崎市など、その他の町村です。これらの町村の同条例の制定の目的は、疾病あるいは療養、その他の理由により会議を長期欠席することを余儀なくされた議員が議員報酬を辞退または返還したくても、公職選挙法に規定される寄附行為に

当たり禁止されているため、その議員の心情を組むために制定するものであり、長期欠席者が欠席の間、報酬を得ることに対しての住民感情に配慮したものであるとしています。したがって、本人の意思にかかわらず、長期にわたり会議に出席または参加しなかった場合に適用するとしています。今回提出されている条例案は、上記の市町と目的が同じか否かを伺います。

次に、そして違うならどう違うかの説明を求めます。

次に、上記の全ての市町が長期欠席の定義を議員が90日間を超えて全ての議会等を欠席した場合と定めています。では、なぜ90日を超えてなのか。これには理由があります。通常、議会は年4回定例会が開かれ、その間隔が90日であります。したがって、今回開かれている定例会を超えて、次の定例会までの間に開かれるであろう全ての会議を欠席した場合を示すこととなります。ここに長期欠席の意味が理解できます。

今回上程されている条例案の長期欠席の定義として、議員が正当な理由なく30日を超えて議会等に出席できなくなった場合と規定しています。他の市町村は、欠席の定義を90日を超えてとしているのに対し、なぜ30日を超えてと設定しているのか説明を求めます。

長期欠席を30日を超えてとした場合、例えばある定例会の最終日を何らかの事情で1回休んだときに、30日以内に次の議会が開かれた場合、本条が適用されることになり、長期欠席扱いとなります。1回欠席しただけで、なぜ長期欠席になるのか、日本語の使い方として理解できないので説明を求めます。

また、同項に正当な理由なくと適用除外要件を定めています。どのような場合が正当な理由になるのか、また疾病の場合は正当な理由になるのかの説明を求めます。

次に、本条第6条には、適用除外条項が4項列挙されておりますが、先ほどの適用除外要件とどこがどう違うのか説明を求めます。

長期欠席の定義で、議員が連続して30日を超えて離島する場合と規定していますが、離島することがなぜ長期欠席になるのか説明を求めます。

また、本条の規定によれば、離島している間に一度も会議が開かれなかったとしても、30日間だけ離島しただけで本条が適用され、長期欠席扱いとなります。どのようにしたら存在しない会議が欠席できるのか、私は日本人としてこの条文の意味が全く理解できません。理解できるよう説明してください。

次に、長期欠席に係る届出に係る第3条第1項で、本人が届出ができないときは代理人

として親族が届け出ることができる」と規定していますが、なぜ届出人の代理を親族に限定しているのか、親族のいない議員は届出ができないことになります。社会通念上、書類の提出は本人の委任状を添えれば親族以外でも提出できると思いますが、親族に限定した理由を求めます。

また、第3項は、届出の際には医師が記載した証明書を添えなければならないと規定しています。これでは病欠以外は届け出ることができないと読めますが、病気以外で欠席するときでも届出ができるのか説明を求めます。

第6条の適用除外規定の第4項に議員の責めによらない傷病とあります。この規定によれば、逆に議員の責めによる傷病があることを説明しなければ、病欠で欠席する場合は全て第4項の適用除外に当てはまることになります。また、長期欠席の定義で、正当な理由として傷病を適用除外とすれば、故意に欠席した場合しか本条が適用されないこととなります。それでよいのか確認します。そうであるなら、私が初めに掲げた多くの市町の条例とは異質なものになってしまいます。その見解を求めます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） お答えさせてもらいたいと思います。

お答えする前に、まず初めにですが、これは議会運営委員会へ諮らせていただきまして、渡辺さんが委員長の中で話をさせてもらったと思うんですけども、ここでぱっと説明してすぐ決まるものではないので、特別委員会を設置した上で、中で議論をしましょうとして会派のメンバーで提案させてもらったものですので、あまりにも細かい説明は控えさせていただきます。

すみません、メモしたものを忘れたんで、取りに行かせてください。

今言われた1番、なぜ30日離島したのがっていう部分ですが、先ほど言われたように、他市町等々——今、100市町村ぐらいの自治体でこの特別条例が規定されております。その中で、離島というのは一つもありません——の中でですが、ここ大崎上島は離島というちょっと特殊な状態にあるのは確かで、フェリーで必ず往来をしないといけない場合があります。その中で、24時間、本土のように行き来ができるわけではないので、責任を持って、僕たち町議会議員ってというのはあくまでも町民に寄り添った議員活動をするという目的の下、30日続けて離島する要件がまず見当たらなかったのも、まずは地元に着るといふ観点から30日を超えるような自己都合による離島は認めないという意味で話合いの中で決まりました。

今言う適用除外規定第6条にあるやつですけれども、全てじゃないか、例えば自己責任において、ちょっとこれは大げさな話になるかも分かんのですけれども、自分でけが等を故意にした場合は自己責任なので、自己責任です等々いろいろ細かい部分の話もさせてもらったんですけれども、この議会ですっとやるよりは、事前に議会運営委員会の中で、渡辺さんが委員長の下、話をさせていただいて承認いただいた委員会設置をこの場で承認させていただいて、委員会ですっかり話をしたらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） これが2回目の質問になるかどうか分かんのですけれども、何、ええと……。

○議長（信谷俊樹君） 簡潔にポイントだけのところをきちっと言うてくれりゃ一番よう分かるけ。

○3番（渡辺年範君） いやいや、議会運営委員会で決まったことは、上程されたものを質疑応答の後、みんなでもんで検討しましょうということなんです。提案者が出したものをここで議員が質疑応答するのは当然の権利でしょう。それを細かいことは分らんから後にせえというのは、全然意味が違うと思います。

○議長（信谷俊樹君） それで。

○3番（渡辺年範君） それでまた、その今答えていただいたことが私に対しての答えにはなっていないので、改めてもう一度、第2問目として質問をします。

今答えられた結果の中で、私が思ったのは、故意に欠席をした場合だけを目的として本条を制定しているのではないかという思いがしております。それで、それだけで制定するのであれば地方自治法違反の可能性が強いと私は思っているのです、もう一度伺います。

他の市町の条例には、長期欠席の定義として疾病、その他の理由、または療養の正当な理由により欠席してもという文言が必ず入っています。なぜこの文言が入っているかと言えば、本条例は議員が故意に欠席した場合だけ適用される条例ではないということを強調するためのものです。なぜなら、人間は故意に病気になることは考えにくいし、また病気により正当な理由がある療養の場合であっても、すなわち本人の意思によらない場合であっても適用されるということです。では、なぜ本人の意思ではない、すなわち故意でない場合を強調するのか。これがこの条例の存在意義の根本であるからです。

故意の欠席、すなわち本人の意思により欠席した場合の定義は、地方自治法第137条

にあります。本条例では、第2条第3項では、正当な理由なく、病気などの場合は適用を除外できる条文があり、第6条第4項では、議員の責めによらない傷病を適用除外例としており、この条文からすれば故意による欠席以外の欠席が読み取れないのです。したがって、地方自治法第137条違反の可能性が強いと言わざるを得ないのです。

上級法の地方自治法を越えて下級法の市町条例を制定することはできない。憲法第94条です。憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができるとしています。

地方自治法第137条には、欠席議員の懲罰規定があります。普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由なく招集に応じないため、または正当な理由なく議会を欠席したため、議長が特に招待状を発してもなお故なく出席しない者は、議長において、議会の決議を経て、これに懲罰を科することができます。では、その懲罰は何かといえば、地方自治法第135条に規定があり、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名、以上、議会の決議により懲罰を科することができるのはこの4種に掲げられており、他の懲罰は科することができません。地方自治法上、議員が故意に欠席したことにおける議員報酬を減額と懲罰できる規定は、同法にはないからです。故意に欠席した議員だけに限定の議員報酬をつくらせるとしたなら、懲罰議員に該当する場合、例えば出席停止期間中の議員の減額の規定は可能であると思われます。本条例案と地方自治法の関連をどう考えているのか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 質問について、いろいろ資料を準備してお話しされとるようなので、条例何とかがっていったことを言っとるんですが、僕は法律を100%理解しないので、条例でこれはどうかという回答を持ち合わせておりません。ただし、先ほど趣旨説明のほうで言われたとおりですが、懲罰がとか、そういう厳しい話をしているわけではなく、普通に仕事に出なかったときにお金が減額されますよってという意味合いのものをやっているわけで、議員個人の行動を制限するつもりでつくっているわけではありません。よく批判される内容ですが、先ほども1か月だったら議会へ出てなかったら1か月超えてしまうじゃないかとかっていう話をされましたが、僕たち議員は定例議会に出るのが議員の仕事の全てではありません。いろいろな意味で、充て職等々もいろいろあったり、いろんな活動の中でさせてもらって、地方議員っていうもの自体にそもそも居住の要件があるっていうこと自体があくまでも地域に密着した議員活動をしなさいと僕は少なからず受け

止めております。

その中で、先ほども言いましたように、議員個人の制限をしたいわけではありません。ただ、今調べとってだったら、その中にいろいろ書いとした中で同じことを書いとしたと思うんですが、議員個人の制限をするわけでもなく、ただこのこういう条例があることによって自責の念に駆られないためにこの条例をつくりますというのが各自治体、いろいろところでそういう報告も書かれとると思います。僕が知つとる限りで何個というわけじゃない、これを制定した市町が百何個かあったと思うんですが、その中でですけども、倫理的にも踏まえて、地元を離れて議会活動をしとると言い切れることは絶対にありません。これは、僕の信条としてははっきり言い切れます。そこに対して、批判されるというのは僕は心外ですし、実際に僕たちは大崎上島町をよくするために地元に着し、地元の中でははっきりとした議会活動ができるように頑張っているつもりです。それを否定されるような内容の質問をされていますので、それに関して僕は同調することはできません。

その中でですけど、先ほども言われましたように、調べて、何条、何条と細かい部分を言われても、今現状僕は答えを持ち合わせておりません。多分、この提案者は4人いますけども、同じように持ち合わせていません。ただ、この条例案に対して法的に問題があるかというのに関しては、確認させていただいて、法的にはこの現状の条文で問題はないであろうという確認の下で条例案として提出させていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 次は3問目なんですけども、私は、別に水橋議員個人の意見を聞いとるわけじゃなくて、行政でも、我々議員でも地方自治法にのった議員活動をしているわけです。地方自治法に違反している可能性がある条例は、地方自治法第2項で無効です。地方自治法に違反しているこの条例が通って適用された場合、裁判にかかった場合に必ず負けます。負ける可能性が強いです。我々議員は法律をつくるもんなんです。町の法律は我々議員しかつけれないんです。幾ら町が法律を提出されても、我々議員が認めなければ法律は成立しないんです。それだけ我々議員は重たい責任を持つとるんです、法律をつくる。だから、地方自治法に触れた場合は法律としては成立しないんです。だから、提案者がこの法律を上程するときに、我々はまだそれが地方自治法に違反するかどうか練ってないんですという言い方はあり得んことなんですよ、普通。絶対に地方自治法には違反してないですよ、この条例は正しい条例ですよということを確認した上で上程するのが当たり前です。

言うても理解してもらえんじやろうと思うんですけども、答弁があまりにも理解できないので、幾らここで私が正当なこと言っても理解してもらえそうにもないので、ここでやめときます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 3回目は何度も違法、違法というて言われてましたけど、先ほども僕はここで立って言わせていただきました。この条例を提出する上で、法令には違反していないという確認をさせてもらった上で上程させてもらってます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 中身に疑義のある方もいらっしゃるでしょうし、この件に関してはしっかりと議論をするため、議会改革特別委員会の設置を求めます。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

本案件は、議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いしたいと思いますけど、どうでしょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」〕

○議長（信谷俊樹君） それは何のことですか。異議があるということですか。

○8番（森 ルイ君） はい。

○議長（信谷俊樹君） はい、どうぞ。

森議員。

○8番（森 ルイ君） すみません、今の時間に質疑をしようと思っていたんですが、質疑は認められないのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 質疑はほかにありませんか。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほど説明で、特別委員会のほうで細かい話はするというので、大まかなところでお伺いします。

先ほど上青木議員と水橋議員、どちらも議員個人の行動を制限するものではないっていうお話がありまして、先ほど水橋議員からは法令に違反していないということで確認を、この確認がどこでどのように取られたかは分からないんですが、大まかに伺います。

条例を制定するに当たっては、憲法第94条、地方自治法第14条などにより、法令の範囲内で条例を定めることができるとされています。憲法第22条において、居住、移転及び職業選択の自由ということで、公共の福祉に反しない限りこれが認められています。

例えば、コロナ禍において移動が制限されたことに関しては、憲法第13条の生命権、憲法第25条の生存権や公衆衛生、また公共の福祉と照らし合わせて、バランスを取って認められるであろうという解釈がなされていると思います。

先ほどの議員個人の行動を制限するものではないというところで、この30日の離島、もちろん地方議員ですので、地元に着してというのは分かるんですけども、例えば今タブレット、メールなどで仕事もできる状態で、私自身コロナ禍でなるべく対面で話さないようにということで、島にいてもメールやインターネットを使って議員活動として仕事をすることはあります。私自身が昨年お休みをいただいたことで議員報酬の返還を申し出たんですけども、このような条例がないということでできませんでした。なので、この条例を制定すること自体は分かるんですが、この大本の憲法でこの30日離島という制限をかけることが違憲となってしまうのではないかとこのことを危惧しております。例えば、訴訟になった場合に、これはこうこうこういうことで、ほかの法令などを照らし合わせて、この移動の自由と合理的に問題ないと言えることを確認したいので、その点だけお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今おっしゃられた移動の自由ということですけども、これは移動の自由を制限するものではありません。公職選挙法の中で、3か月以上居住実態がない方は立候補できないことになっております。当然、その理念は議員になった後も求められると思います。要は、1か月以上島から離れているというのは島以外のところに生活拠点があるという話ですよ。が、ないと、それは成り立たない話のはずなんです。そもそも、議員活動の中で、1か月以上連続して町を離れているということはありません。その部分に関して言えば、個人の自由を制限するものではないと私は考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今、閑田議員からお答えいただきましたが、公職選挙法で被選挙権があるとされる3か月の居住実態ということですが、それと照らし合わせて90日ではなく、30日離れたということがイコールこの被選挙権を失うものであると考えられるのかどうかということと、30日以上離れて議員活動をするとは考えられないということですが、地方議員の成り手不足のこの時代で、若い世代などが議員になるっていうことがあった場合、地方議員は兼業が認められているため、また大崎上島町の議員だから大崎上

島町で働かなければいけないという制限はないと思いますので、例えば島外で仕事をしている、もしくは子供が生まれて、その出産前後に関しては休みが規定されていますけれども、その後何らかの理由で島を離れて、例えば子育てで親の支援を受けるですとか、そういうことが考えられます。その場合に、この規定が90日であれば、年に4回の本会議、3月、6月、9月、12月のいずれかに係ってくるので、いずれかを休むという解釈になると思うんですけども、30日の場合は本会議と本会議の間、委員会も何の出席を求められることもないという期間が30日あるということも考えられます。その場合に、30日いなかったからということで長期欠席となるのがよく分からないところです。

皆さんの中では、30日離れて議員活動をするということは考えられないということですが、議員活動が直接住民と話すことだけではないと私は考えているので、例えば議員としての資質や見識を高めるために、勉強だったり、視察だったりっていうこともあると思います。そのような場合においても、この30日島を離れるということイコール長期欠席というところに関しては条文として問題があるのではないかなと思います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 何度も言いますが、僕たち大崎上島町の町議会議員は30日離れる状況がないと思われまして。という部分が、先ほど言われた育児等々もですけども、育児や看護、介護等により欠席しなければならない場合、会議等の長期欠席を回避するために即座に必要な対応を講じるべきであり、明確な証明が困難な事案だと思われまして、実際にもし、先ほど言われたとおり、成り手不足の中で、島の島民じゃない、今森さんが事実ですけど、拠点を森さんの出身地に持ってきたいのであれば、僕は資質がないと思います。というのが、地元において地元の声がしっかり聞ける、この状態で視察で30日以上は、少なくとも、僕は1期やらせていただきましたけど、一度もありません。教育等々、僕はいろんな勉強会等も出させていただきますけど、この議員の中で多分僕は一番ようけ出させてもらっと思えますけど、月に数回、いろいろ島外へ出ることもあります。連続で30日出ることは、まずありません。

その上で、先ほども言わせていただいたように、他市町等のように、100余りの規定がある中で、ただの1団体も離島の団体というのはありません。なので、離島という意味を加味した上で30日とさせていただいております。仕事で30日以上、ずっとよそで拠点を置いて仕事をするってまずないと思われまして。通勤をすることはあると思えますけど、あくまでも連続の30日ではありません。通勤なので毎日帰ってくると思いま

す。ということをいろいろ考える上で、30日連続して離島するということが自体が存在しないと思われまので、自己の責任において30日連続で離れるのであれば、この規定で減額をさせていただきましょうというだけで、行くなと言っとるわけでもありません。

議員は、もう議員に当選した時点で、ただの一度も議会に出席しなくても全て報酬をいただけるんですよ、僕たち。そういう状態になり、議会を数か月欠席し、その上で報酬をいただいております。国民の方に世の中の議員の人たちっていっぱい批判を受けたと思います。少なくとも、上島町議会議員として僕もたくさんの批判を受けました、我が町の議会です。そういうことがありましたから。それをなくすためにも、襟を正すというのはそういう意味です。そのためにも、まずは規定を、特例です、僕らが報酬をあげるじゃ、あげんじゃというて決められないので、それをちゃんとした条例の上で、あくまでも減額をする、その中で襟を正した、僕らのしっかりした行動ができるための条例をという意味で、30日、ちょっと厳しいと思われてずっと反対のようなことを言われとるんかも分からないですが、厳しくとも、30日連続でまず島を離れることはないと思います。それをどこまで、どうやって拒否しようとしよるんかが僕には分かりませんが、逆にどういう状態だったら30日離れることがあるんでしょうか。そっちのほうが僕は不思議です。

あくまでも行動制限しているわけじゃありません。もしかしたら、もう4年間おらないんでも、議員は議員としての資格を認められている以上、そのまま報酬をもらい続けられます、今の現状だと。ただ、今回出した規程は365日以上出ない場合には100%カットということにしますので、4年間ということはありませんが、これが通ればの話ですけども。も、含めて僕たち議員一人一人の襟を正すべきことだと思いますので、多少厳しい内容かも知れませんが、普通1日でも休めば企業だとお金いただけません。僕は、民間企業に勤めてますけど、今ここにおる現時点も会社の給料は1円も頂いておりません。当たり前のことです。当たり前のことを当たり前のようにやるのを反対するのが僕には分かりません。これは、僕は会派の総意だと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 減額することについて反対しているわけではなく、条例として制定する際に何らかの法令に違反するようなことがあってはならないと思うので、確認させていただいたところです。

例えば、自らが何らかの理由で、議会を欠席する理由としては幾つか列挙されているものがあって、届出を出せば休めると言ったら語弊があるかもしれませんが、いろんな理由

で、例えば入院される方とかもいらっしゃいますので、それで休むことがあります。そのような場合で、長期になったときに減額するというのは分かりますし、私の場合でしたら家族の看病で昨年お休みをさせていただいておりましたので、このような減額の規定だけではなくて、議員自ら議員報酬の返還、例えば全額返還というのは、条例で規定がないと公職選挙法の寄附に当たるのでできないのですが、条例において規定をされていればできるのではないかと思います。その場合に、今回上げられたような条例の中に別の文言として、例えば議員本人が議員報酬の返還を求めた場合には、全員協議会で話し合ってから決めるなり何らかは分からないですけれども、そのような一文を入れるということも、先ほど強くおっしゃってました襟を正すという意味ではあってもいいのかなと思います。

私とその30日の離島のことについて言っていたのは、これに反対しているということではなくて、先ほど申し上げたように、法令、憲法ですけれども、それに違反していないという合理性があるのかどうかというところを心配してお伺いしました。法令に違反していないと確認されたということなので大丈夫なんだとは思いますが、この確認されたのが弁護士に確認したのか、どこに確認されたのかは教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 上程前に行政系のほうへ確認して、今の現状を見る限りではありませんという回答をいただいております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑がないようなので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案件については、先ほども言いましたけれども、議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託します。

お諮りします。

議会改革調査特別委員会の委員の選任については、大崎上島町議会委員会条例第8条第4項の規定により、議長を除いた議員9名を指名したいと思います。ご異議ございません

か。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。ただいま指名した9名を議会改革調査特別委員会委員と選定することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議会改革調査特別委員会に付託しました本案件については、大崎上島町議会会議規則第46条第1項の規定により、3月25日までに審査を終了するよう期限をつけてお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案件は3月25日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。議会改革特別委員会の皆様には、ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第17、発議第2号大崎上島町インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例案についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） この条例案を作成するに当たりまして、私の思いを述べさせていただきます。

私は、以前ヤフーの掲示板で誹謗中傷された経験があります。原因は、旧3町合併に関して、それぞれの町の問題を整理してすべきで、平成15年4月ありきで話を進めていくことには大きな疑問を持っていたためです。その一つが、旧大崎町の西の干拓地の土砂搬入の訴訟問題、公共下水道事業の問題等、これらを整理してからでも遅くはないと思っていました。だから、旧私の町、東野町に県より合併促進のためにある方が送り込まれてきましたと、その方にとって私は意に沿わない人物でありネットでいろいろ書かれましたが、幸か不幸か、私が目にすることはありませんでしたが、当時岡山大学に通っていた子供が同級生より指摘されネットを開くと、子供にとってはショックなことが書かれていて、子供より、お父さん、あんた議会で何か悪いことをしたのと言われました。自分は、そのとき初めてネットを怖いもんだと思ったと。後でそのネットに文章を送った方が分かりましたので、今よりは少し元気でありましたので、それなりの対応を取らせていただきました。それ以後は、掲示板に書かれることはありませんでしたが、最近またネットで自

分の思いを発信される方が多くなり、このままだと私と同じ被害に遭う方が出てくるかもしれないので、この大崎上島町インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例案を作成しましたので、議員皆様のご賛同を得たいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨を説明終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森議員。

○8番（森 ルイ君） インターネットが広まった社会においては、例えば差別やいじめを防止する条例と同じく、このような条例が制定されるということに関しては、社会の流れ等を照らし合わせても妥当なものだとは思いますが、誹謗中傷というのが批判や意見と混同されるような場面も見受けられます。

実際、提案者の方にお伺いしたいんですが、何を以て誹謗中傷か意見かなどの判断をどのようにすればよいのか。例えば、議員や職員は法律家ではないので専門家を置くということなのか。じゃあ、一般的に誹謗中傷はどのようなものか、例えばどのような犯罪に当たるものは駄目なのか、犯罪に当たらなくても駄目とするならば、それと意見と批判はどのように判断されるのか、それについてお答えください。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） お答えします。

今、森議員さんからのご質問、ご指摘がありましたけど、森議員さん、おたくはネットの掲示板で名指しで誹謗中傷されたことがありますか。そのときにどう感じられました。今、森議員さんが私がすることに対していろいろ言われましたけど、おたくが名指しで誹謗中傷された経験がありますかと聞いたんです。それは、一つは今言いますように、それが法律に触れてどうのこうのと言われましたけど、法律に触れることに関しては、以前言いつつのように、テレビでやったと思う、お姉さんが1人亡くなったじゃん、プロレスしよった方が、ああいうことが起きてからじゃ遅いじゃろ。ほいで、その経験を私はしたんよ。それがあから、この条例というものはそがいにはならんのかなと思うたけえ、その趣旨でこれを作成した。そのことに対してのおたくの今の分は、私にとっては大変ショックじゃったわ、答えが。かみ合っていないかも分からんからな、うん。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 私自身、森ルイという名前は本名でなく通称名なんですけれども、森ルイという名前を出してブログを10年以上やっています。ブログのコメントに関しては、匿名で来ることがほとんどなので、その匿名のコメントで傷つくようなこと、誹謗中傷に当たるようなことは何回もあります。ほかの掲示板みたいなところは、私自身は見ないので、何を書かれているかは確認したことはないんですけれども、それについて別に許される、私は元警察官ですから、そのようなことが許されるとはもちろん思ってませんし、このようなことを町の条例として制定すること自体に反対しているわけではありません。

ただ、何でもかんでも誹謗中傷としてまとめてしまうと、それこそ先ほどの憲法の、憲法っていうのは一番上にあるものなので、表現の自由っていうところが、表現の自由があるから誰かを傷つけていいというわけではないので、表現の自由が全部認められるわけではないというのはもちろんそのとおりです。表現の自由が認められないという合理性を担保するためにも、例えば刑法で名誉毀損があったり、侮辱罪、信用毀損、脅迫などがあり、これらに当たる場合は刑法のほうで処理するものですし、それ以外においても民法で損害賠償を受けるということにもなると思います。ただ、この名誉毀損に関しては公務員が公務でやっていることであったり、議員が議員の仕事としてやっていることに対して何々、例えば森議員が議会でこんな発言をしたということをネット上で書かれたとしても、それは名誉毀損にはならないと思います。それは批判であり、意見であると思うからです。そのように、誹謗中傷っていうのはなかなか線引きが難しいこともありますし、もちろん町民の方から相談を受けた際には、話を聞くことはできるんですけれども、実際の対処法としては警察に相談に行ったほうがいい事案もあると思いますし、国のほうで、総務省や法務省のほうで電話の受付があつたりもします。ほかの議会でこれを定めているところでは、そのような対策についても条例に盛り込んでいることもあります。

本町で今上程されている条例案については、具体的な記載はないので、例えば町の職員が相談を受けた際にどの程度その法的なものを判断できるのかっていうところもありますし、議会の役割として、議会及び議員は本条例の趣旨を理解し、町民の範となる行動に努めるものとするがありますが、議員自体が誹謗中傷とは何か、意見とは何か、批判とは何かということ、最終的には分からなくても、ベースとして理解しておく必要があると思うので、この条例を定める前に、例えば勉強会のようなもので職員だったり議員だったり誹謗中傷とは何か、どのような相談体制を取ればいいのかっていうことが分かるように

したらいいのではないかと思ったので先ほどの質問をしました。これ自体に反対しているわけではありません。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 私もこの大崎インターネット上の誹謗中傷及び被害者支援に関する条例には賛成いたします。現代社会において考えなければならない大きな問題だと思うからです。

ただし、次の点で若干私は疑問がありますので、質問させていただきます。

条例案の第1条は、インターネットの誹謗中傷の防止及び被害者支援に関し、町の責務を明らかにするとあり、また第3条には、町は被害者及び行為者を発生させないための施策を実施する責務を有するとあります。条文で使われている責務の意味は、責任と義務の両方を求める強い意味で使われる単語です。この条例案が執行部により提案されているものなら何の問題も違和感も感じないのですが、これが議員発議であることに若干の違和感があります。町のインターネット上の加害者と被害者を発生させない施策をする責務が町にあるということですが、町は地方自治法上に基づいて事務処理を行っています。その事務処理は地方自治法第2条に列挙されております。したがって、町に上記の責務があるというなら、提案者はどの条文によって町にこの責務があると要求できるのか伺います。

また、実際に町が上記の施策を取り組むとすれば、予算を伴うことになると思われます。先ほど、誹謗中傷を判定するのは専門家に委託しないと分からないのではないかという森議員の意見がありましたが、もし専門家を設置するなら必ず予算が要ります。そういう意味で、発案者はどのように考えているのか伺います。

町に対して、予算を伴わない第6条に掲げてある施策を行う責務を要求するなら、具体的な方法を示す必要があると思われます。地方自治法第112条は、議会の議員は、議会に議案を提出することができる、ただし予算についてはこの限りでないとあります。予算案は町長に専属します。すなわち、予算を伴う案件は議員が発議できないことになっております。この点に関して、執行部とすり合わせができてきているのかを伺います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） この条例案につきまして、いろんな議員さんからのご意見をいただきましたが、まずこの条例に対して、つくることが単純にイエスかノーか、それだけでいいんですよ。前口上は要らんのです、私の場合は。いわゆるぐちぐちもったいつけるの

は困るんで。答えは一つなんです、イエスかノーか、これだけでええですけん。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） あ、いや、ええです。ちょっと何か……。

○議長（信谷俊樹君） いやいや、自分で手挙げて議長って言うたんじゃけ。

○1番（閑田大祐君） 質問じゃないんですわ。ごめんなさい、質問じゃないんで。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 1点というか、確認させてください。

誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関して、先ほどからルールじゃとか法令じゃとか、僕は聞きよって議員として恥ずかしかったんですが、それについて1個発案者に対して確認です。

等っていうのは、例えば個人がというのが個人が特定される状態の批判であったり、個人が特定される上でのうそをついてみたり、団体を特定されたような、やゆされたような、ばかにしたような内容が含まれてみたりとか、個人が特定されるような蔑んだとか陥れるような内容等も含まれてそれをやるまあと、これは多分どちらかといえばメインは議員のほうに向いとるんじゃないんかと思うんですけど、町民も含めて、議員に対して、倫理的な要件も含めた上で、そういう恥ずかしいことはするまあ、それはやめましようよっていう倫理規程的な意味で条例を発案されとるんじゃないんかと思うんですけども、それで合ってますか、違いますか。教えていただけませんか。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） お答えします。

水橋議員が言われましたように、いろいろなことを考えてやりましたが、それで全部が全部、隅から隅まで全部はできません、目が通りませんから。

以上です。

○7番（水橋直行君） 倫理的な意味も、今言われたとおりっていうこと。

○2番（森若 巖君） そうです。

○7番（水橋直行君） 倫理的なことを含めて、これをぜひ規定しましょうという……。

○2番（森若 巖君） 意味です、そういうことです。理解してもろて結構です。

○7番（水橋直行君） 分かりました。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 先ほどの条例案に続きまして、こうやって議員発議で今回2つ目

の条例案が出ております。今までこういったこともなかなかなかったことなので、これも一緒に議会改革特別委員会のほうに付託すればいかがかと思いますが。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 先ほど提案者からまともな答えがいただけなかったんで、私がなぜこがめにしぶといかといえば、責務という単語が強過ぎるんじゃないかと感じたからです。第1条の責務という単語を削除して、第3条の責務を努力に変えたほうが執行権の侵害の心配がないと思うから申し上げたとおりで、別にこの条例案自体に反対しているわけではないので、その辺の修正をすればいいんじゃないかという思いで提案させていただきます。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） なしと認めます。

これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案件は、先ほど設置しました議会改革調査特別委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） なしと認めます。本案件は、議会改革調査特別委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま議会改革調査特別委員会に付託しました本案件については、大崎上島町議会会議規則第46条第1項の規定により、3月25日までに審査を終了するよう期限をつけてお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案件は3月25日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。議会改革調査特別委員会の皆様には、ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

お諮りします。

議案調査及び委員会審査のため、3月5日から3月10日までの6日間休会といたしま

す。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、3月5日から3月10日までの6日間休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

午後0時06分 延会